資料2

平成３０年７月１２日

墨田区生活安全推進協議会資料

地震だ！ まず身の安全

してますか？

家具類の転倒・落下・移動防止対策

本所消防署・向島消防署

目　次

1　火災・救急件数（平成２９年中）・・・・・・・・Ｐ１

⑴　東京消防庁及び本所・向島消防署管内の火災件数

⑵　東京消防庁及び本所・向島消防署管内の救急件数

2　住宅火災の発生状況等・・・・・・・・・・・・・・Ｐ２

⑴　住宅火災による死者発生状況・出火原因

⑵　出火原因別の出火防止ポイント

3　家具類の転倒・落下・移動防止対策について・・Ｐ４

4　総合的な防火防災診断の実施について・・・・・Ｐ５

5　救命講習の受講について・・・・・・・・・・・・・Ｐ６

1　火災・救急件数（平成29年中）

(1)　東京消防庁及び本所・向島消防署管内の火災件数

平成29年中	火災件数	建物火災の程度別件数					建物以外の火災	焼損床面積（㎡）	死者（人）	傷者（人）
		小計	全焼	半焼	部分焼	ぼや				
東京消防庁	4,205 (223)	2,837 (71)	84 (9)	77 (-12)	474 (53)	2,202 (21)	1,368 (152)	20,719 (3,127)	79 (-4)	758 (-95)
墨田区合計	**60 (2)**	**42 (-5)**	**1 (-2)**	**1 (0)**	**7 (-7)**	**33 (4)**	**18 (7)**	**245 (-257)**	**0 (-3)**	**13 (5)**
本所消防署	27 (-4)	18 (-8)	0 (-1)	0 (-1)	4 (-6)	14 (0)	9 (4)	30 (-94)	0 (-2)	7 (5)
向島消防署	33 (6)	24 (3)	1 (-1)	1 (1)	3 (-1)	19 (4)	9 (3)	215 (-163)	0 (-1)	6 (0)

※（　）は前年同期比を示します。

平成30年中（6月30日現在・速報値）	火災件数	建物火災の程度別件数					建物以外の火災	焼損床面積（㎡）	死者（人）	傷者（人）
		小計	全焼	半焼	部分焼	ぼや				
墨田区合計	**49**	**34**	**1**	**1**	**11**	**21**	**15**	**185**	**2**	**13**

(2)　東京消防庁及び本所・向島消防署管内の救急件数

	出場件数	搬送人員	事故種別件数			
			交通	一般	急病	その他
東京消防庁	785,184 (7,802)	699,878 (7,505)	50,604 (-415)	138,645 (4,388)	515,466 (3,793)	80,433 (36)
墨田区合計	**17,116 (-146)**	**15,285 (-24)**	**1,070 (-18)**	**2,865 (63)**	**11,197 (-121)**	**1,984 (-70)**
本所消防署	8,859 (-124)	7,892 (-8)	650 (-23)	1,512 (-14)	5,738 (-41)	959 (-46)
向島消防署	8,257 (-22)	7,393 (-18)	420 (5)	1,353 (77)	5,459 (-80)	1025 (-24)

※　（　）は前年同期比を示します。

東京消防庁全体として、出場件数・救護人員ともに年々増加しています。８年連続で過去最多を更新しました。

2－（1）住宅火災による死者発生状況・出火原因

◆住宅火災の死者発生状況◆

東京消防庁管内の平成２９年中の火災件数は４，２０５件で、平成２８年の３，９８２件と比較し２２３件増加しました。

住宅火災については１，５８９件発生しており、平成２８年の１，４９７件と比較し９２件増加しています。

また、平成２９年中の住宅火災による死者は５９人でした。このうち４２人が６５歳以上の高齢者で、全体の７１．２％を占めています。

平成３０年については、６月２４日現在、東京消防庁管内の住宅火災による死者は４４人で、これは平成２９年の同時期と比較すると９名増加しており、墨田区内でも２名の方が住宅火災によりお亡くなりになっています。

【過去５年間の住宅火災の死者の推移】

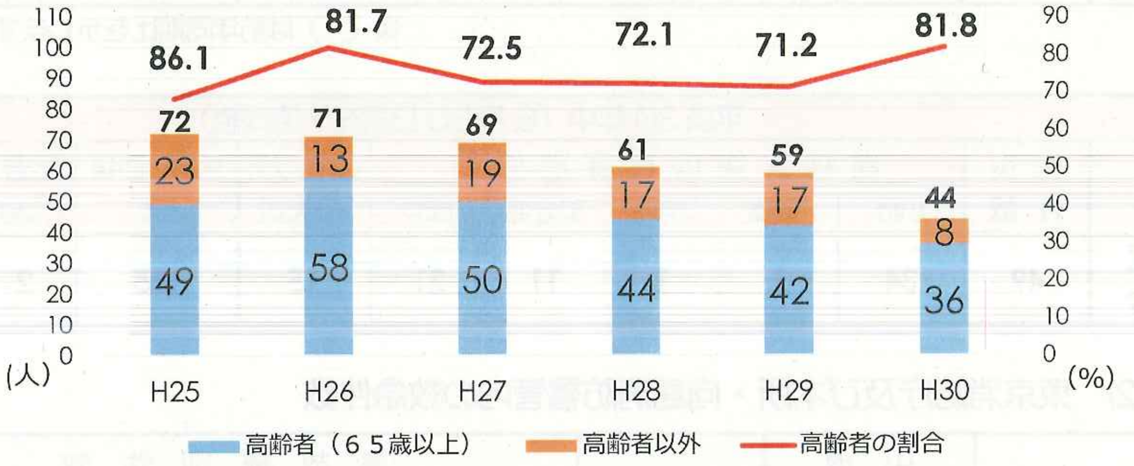

※　平成３０年の数値は６月２４日現在の数値となります。

◆出火原因◆

平成２９年中における死者の発生した住宅火災の出火原因は、右のグラフのとおり、ワースト１位「たばこ」、２位「ストーブ」、３位「こんろ」の順で多くなっています。

平成３０年中については、１位「たばこ」１７人、２位「ストーブ」６人とワースト２位は変わらず、３位に「ろうそく」３人、４位に「こんろ」２人と続いています。

【平成29年中死者の発生した住宅火災の出火原因別内訳】

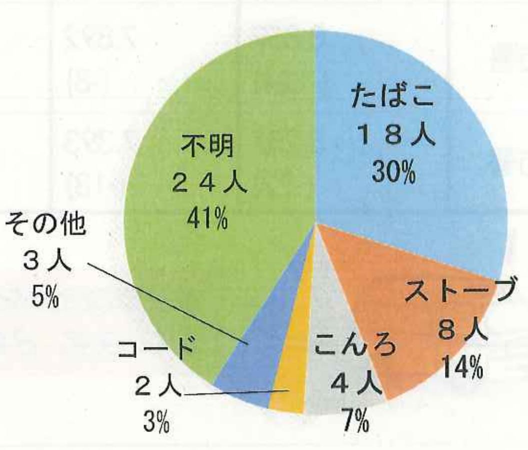

2－（2）出火原因別の出火防止ポイント

平成２９年中の東京消防庁管内における死者が発生した住宅火災の出火原因別の出火防止ポイントは以下のとおりです。平成３０年においても、死者が発生した住宅火災の出火原因のワースト３は変わっておりません。次の出火防止ポイントを十分に注意して出火防止に努めていくことが必要となります。

1位　たばこ

◎　**寝たばこは「危険」**絶対にやめましょう
◎　**飲酒→喫煙→うたた寝**に注意しましょう
◎　吸殻を灰皿にためないようにしましょう
◎　吸い殻は水で**完全に消火**してから捨てましょう
◎　火種が落ちる可能性があります
　安全な場所で喫煙し、**くわえたばこをしながらの作業等**は絶対やめましょう

2位　ストーブ

◎　**近くに燃えやすい物を置かない**ようにしましょう
◎　外出時、就寝時は**消火を必ず確認**しましょう
◎　ストーブの**上や近くで洗濯物を乾かさない**ようにしましょう

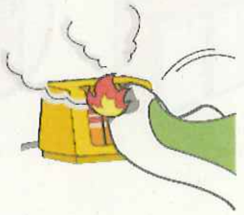

3位　こんろ

◎　火をつけたまま**その場を離れない**ようにしましょう
　天ぷら油は発火温度になると燃え出します
◎　機器は過熱防止装置など**安全機能（Si センサー）付きの製品**を使用しましょう
◎　着ているものに火が燃え移らないよう、**調理する際は防炎製品を身につけましょう**

3　家具類の転倒・落下・移動防止対策について

平成３０年６月１８日に大阪北部で発生した地震でも５名の方がお亡くなりになり、そのうち２名の方が倒れたタンスや本棚に挟まれ亡くなっています。

家具類が転倒・落下・移動することで、ケガをするだけではなく、最悪の場合には命を失ってしまいます。さらには、家具類が大きく移動し出入口や避難経路が塞がれ、室内に閉じ込められる危険もあります。また、家具類がストーブなどに転倒・落下することで出火し、二次的な被害も引き起こします。

近年の地震における家具類の転倒・落下・移動によりケガをされた方の割合は、全体の3割から５割にのぼります。便利な家具が凶器に変わる前に、家具類の転倒・落下・移動防止対策を実施しましょう。

家具類の転倒・落下・移動防止対策の例

金具式を取り付けることができない場合には、ポール式とストッパー式を併用することで金具式と同程度の強度が得られます。

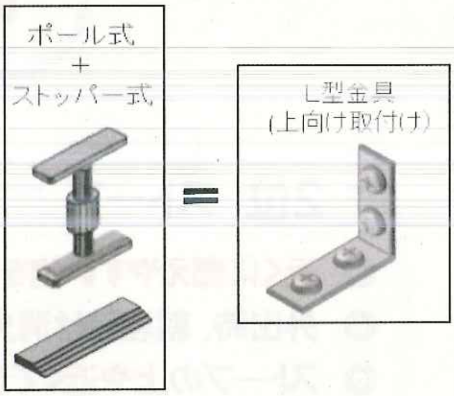

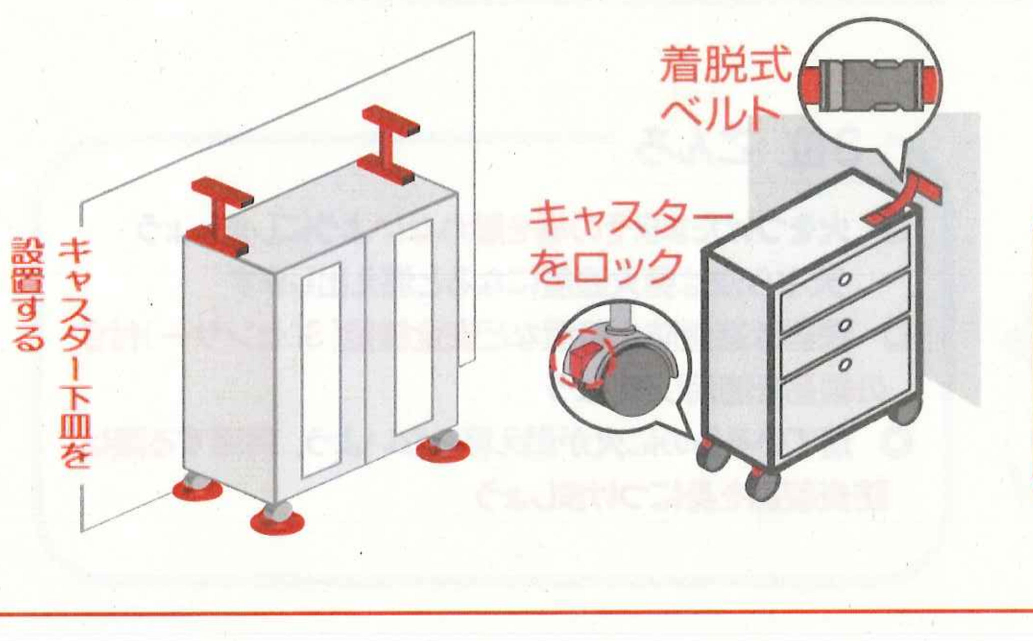

移動式の家具は、キャスターの下皿の設置やロックをするとともに着脱可能な、ポール式やベルト式の固定器具を併用し、移動や転倒を防止しましょう。

4　総合的な防火防災診断の実施について

総合的な防火防災診断とは

■　高齢者や身体が不自由な方などの世帯を対象として、消防職員が戸別に訪問しご本人の了解を得た上で、室内の居住環境等をチェックし、「火災」の発生危険、「地震」に対する備えの実施状況などについて、その改善方法のアドバイスなどを行っています。
■　一回あたりの所要時間は約３０分です。
■　総合的な防火防災診断の実施にあたり、町会・自治会及び消防団等の関係機関と連携し実施します。

診断項目について

【火災】

- たばこ（喫煙習慣や吸殻の処分など）
- ストーブなど暖房器具の使用状況
- ガスこんろ、電気配線等の使用状況
- 住宅用火災警報器や消火器等の有無、維持管理状況

【地震】

- 家具類の転倒・落下・移動防止対策の実施状況
- 家具類の配置状況
- 地震発生時の行動

【その他の診断項目について】

火災の発生防止や地震への備えのほか、「家庭内の事故」についても診断します。

熱中症

・平成２８年中は熱中症で救急搬送された方のうち約５割が高齢者となっております。
・そのうち居住場所で発症した熱中症により搬送された方は約６割となっています。

屋内でも油断厳禁！

ころぶ

・平成２８年中は約５万１千人の高齢者が転倒したことが原因で救急搬送されています。
・そのうちの約６割が、家庭内で発生しています。

搬送原因第１位

おぼれ

・冬場に多く発生します。
・入浴中におぼれた方で救急搬送された方の高齢者の割合は約８割で、さらにそのうちの約８割が命の危険が高い重症以上と診断されています。

重症率が高い！

5　救命講習の受講について

1　救急出場件数及び搬送人員

救急出場件数及び医療機関へ搬ばれる人の数は、年々増加しています。今後も高齢者の人口が増えていくことから、引き続き増加が見込まれます。平成２９年中の救急出場件数は７８５，１８４件で、８年連続で過去最多を更新しました。

また、救急隊の現場までの平均到着時間については、７分を超えた状態が継続しています。

2　救命講習の受講について

救急隊が到着するまで平均７分を超えている現在、現場近くに居合わせた人（バイスタンダー）による応急手当の実施の有無が、倒れた方のその後の生存率に大きく影響します。

実際に平成２８年中に心肺停止に陥った方に対するバイスタンダーの応急手当の実施の有無により、１か月後の生存率が約３．１倍の差が生じています。

目の前で倒れた方に正しい救護の手を差し伸べられるようになるために救命講習を受講しましょう。

「総合的な防火防災診断」及び「救命講習」の受講を希望される方は最寄りの消防署へお問い合わせください。

お問合せ先
本所消防署　警防課
電話　０３－３６２２－０１１９
向島消防署　警防課
電話　０３－３６１９－０１１９